

# 低入札価格調査制度の改正について

## 低入札価格調査制度の改正内容について

建設工事（設計金額が26億3千万円以上のもの及び「総合評価対象工事」）が対象です。

低入札価格調査を行う場合に、契約の内容に適合した履行がされないおそれがある数値的判断基準として、失格基準価格を設定します。

改正後	【調査基準価格】（消費税及び地方消費税相当額を除く。） 直接工事費 × <u>95%</u> + 共通仮設費 × <u>90%</u> + 現場管理費 × <u>70%</u> + 一般管理費等 × <u>30%</u> の合計 上限額及び下限額 予定価格の <u>90% ~ 70%</u>
現行	【調査基準価格】（消費税及び地方消費税相当額を除く。） 直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費 × <u>40%</u> + 一般管理費等 × <u>25%</u> の合計 上限額及び下限額 予定価格の <u>85% ~ 2/3</u>

【失格基準価格】（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

直接工事費 × 75%      共通仮設費 × 70%      現場管理費 × 70%  
一般管理費等 × 30%

入札書に添付された工事費内訳書に記載された入札価格の積算内訳である費目別金額が、以上の ~ の失格基準価格のいずれかを下回る場合は、失格となります。

調査基準価格及び失格基準価格の算定は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の千円未満を切り捨てた額で行います。

## 実施時期

平成21年9月1日以降に公告を行うものから適用します。

## 問い合わせ先

熊本市役所 契約検査室 工事契約班      328 - 2442